

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案 (特別区設置の住民投票と地方選挙の同時実施禁止)

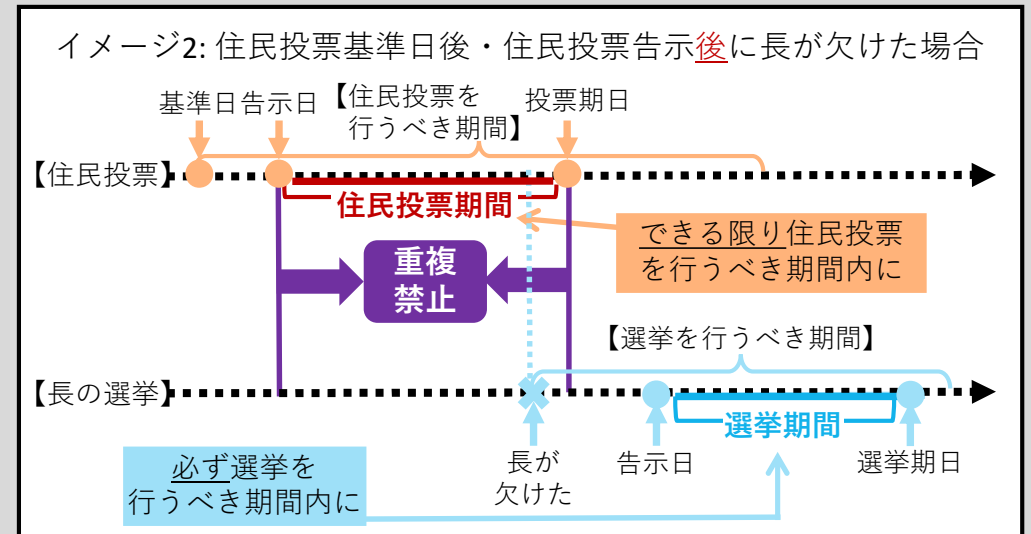
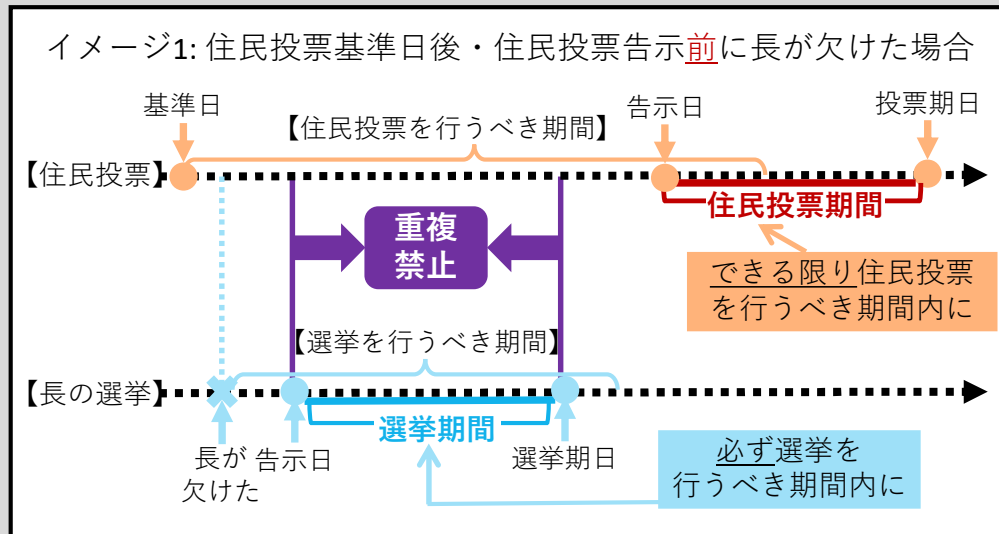
【背景】特別区設置の住民投票と地方選挙の同時実施の弊害

- **有権者の混乱**…住民に大きな影響を及ぼす特別区の設置（関係市町村の廃止）を問う住民投票と、公職の選挙とは、本来別々に実施されるべきで、同時実施となると有権者の判断に混乱。選挙当日の住民投票運動による混乱等も懸念
- **選挙期間中の政治団体の政治活動制限（公選法）による住民投票運動の偏り**…「確認団体」（選挙に一定数以上の候補者を擁立している政治団体）以外の政治団体の一定の住民投票運動が制限され、有権者が十分な情報を得られなくなる。



【対処】特別区設置の住民投票と特定選挙（関係市町村・関係道府県の議会の議員の一般選挙・長の選挙）の重複禁止

- 特別区設置の住民投票の**住民投票期間**（告示日から住民投票期日までの期間）と、特定選挙（関係市町村・関係道府県の議会の議員の一般選挙・長の選挙）の**選挙期間**（告示日から選挙期日までの期間）**との重複を禁止**
- **住民投票を行うべき期間**（基準日から60日以内）の**特例・選挙を行うべき期間**（任期満了日前30日以内、長が欠けたことの通知日から50日以内等）の**特例**その他重複禁止のため必要な事項は、政令で、次の条件を満たすよう定める。
 - * 条件1：特定選挙が、**選挙を行うべき期間内に必ず行われる**
 - * 条件2：特別区設置の住民投票が、**住民投票を行うべき期間内にできる限り行われる**



※ 施行期日：公布日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

大都市地域における特別区の設置に関する法律 の一部を改正する法律案要綱

1 住民投票期間と選挙期間の重複禁止

- (1) 特別区の設置についての住民投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（以下「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合における住民投票を行うべき期間及び公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。

（第7条新第2項関係）

- (2) (1)の政令は、特定選挙が公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、特別区の設置についての住民投票ができる限り住民投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。

（第7条新第3項関係）

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則第1項関係）

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律（案）

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「選挙」の下に「（特定選挙を除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「（昭和二十五年法律第百号）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（次項及び第九項において「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合における前項の投票を行うべき期間及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。

- 3 前項の政令は、特定選挙が公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、第一項の規定による投票ができる限り同項の投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（政令への委任）

- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

特別区の設置についての住民投票の重要性等に鑑み、当該住民投票に係る住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙に係る選挙期間とが重複しないようにするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（関係市町村における選挙人の投票） 第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。	（関係市町村における選挙人の投票） 第七条 〔同上〕
2 前項の規定による投票の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「住民投票期間」という。）と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙及び長の選挙（次項及び第九項において「特定選挙」という。）の期日の告示の日から当該期日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）とは、重複してはならないものとし、この場合における前項の投票を行うべき期間及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定により選挙を行うべき期間についての特例その他住民投票期間と選挙期間とが重複しないようにするために必要な事項は、政令で定める。	〔新設〕
3 前項の政令は、特定選挙が公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間内に必ず行われ、かつ、第一項の規定による投票ができる	〔新設〕

る限り同項の投票を行うべき期間内に行われるよう定めるものとする。	4 関係市町村の長は、<u>第一項</u>の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。
5 関係市町村の選挙管理委員会は、<u>第一項</u>の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。	2 関係市町村の長は、<u>前項</u>の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。
6 前項の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。	3 〔同上〕
7 関係市町村の選挙管理委員会は、<u>第一項</u>の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。	4 〔同上〕
8 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、<u>第一項</u>の規定による投票につ	6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、

いて準用する。 9 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙（特定選挙を除く。）と同時にこれを行うことができる。	第一項の規定による投票について準用する。 7 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。
---	--